



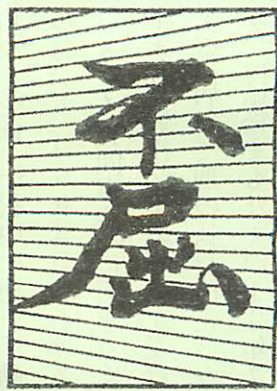
報告する永島民男中央本部事務局長

2024年「近畿ブロック交流会」開催

日時：9月13日(月・祝)～14日(火)
会場：神戸しあわせの森・研修館・大会議室

1部：記念講演 「自民党政治を終わらせるために」
講師 石川 康宏氏(神戸女学院大学名誉教授)

2部：ブロック会議&交流会



(604号付録)

京都版 第461号

2024年10月15日

治安維持法犠牲者

国家賠償要求同盟

京都府本部

〒604-8832 京都市中京区

壬生下溝町51-41

TEL: 075-312-8787

FAX: 075-325-3863

E-mail

Info@kokubai-kyoto.com

ホームページ

<https://kokubai-kyoto.com>

近畿ブロック交流会

来年は、天下の悪法「治安維持法制定」100年を迎える年です。

2万人同盟実現で謝罪と賠償に決着をとるのメインテーマで永島民男・中央本部事務局長の報告に続き石川康宏・神戸女学院大学名誉教授の「自民党政治を終わらせるために」をテーマに講演がありました。

兵庫県知事選挙をめぐっての話から始まり、今の政治情勢全般の講演でした。

永島事務局長からは、治安維持法公布100年に向けての運動の意義と役割が報告され、「治安維持法100年・再び戦争と暗黒政治を許さない実行委員会」を作って運動の取り組みを強めるが、中央として大きな企画は現在考えていないので各地域で積極的な取り組み

みをと報告されました。

治安維持法公布日の4月22日は、全国一斉宣伝行動が提起されました。

二日目は、関西各府県の活動交流を二つの分散会で開催され、同盟員の拡大、若手後継者の育成、各支部運営等の交流がなされました。

多くの意見として、中央の作成した学習パンフの活用普及と学習を強める事。

若い層では、治安維持法そのものも知らず、国家による世界で初めに行われた、共産党、労働組合、民主的な人々、果ては宗教者弾圧などの実態。主権在民、国民の自由獲得にも大きな役割を果たす国賠同盟の民主主義を守る今日の意義など活発な議論がおこなわれました。

来年、100年に京都での開催であり皆さんの積極的な支援を宜しくお願い致します。

※前号からの続き※

第一類型は、控訴棄却。沢田政雄(同志社大)は肺結核のため公判に出席できず、27年8月公判手続き停止決定となりました。その後、看護婦と心中。

第二類型は、大阪控訴審で無罪または被告人死亡による公訴棄却。秋篠政之輔(早稲田高等学院中退・学連事件第一審では八カ月の言い渡しだったが執行猶予。29年に4・16事件で検挙。32年に懲役5年の判決を受け、保釈中に地下活動にはいり、34年4月いわゆる「スパイ査問事件」に関連し検挙され、懲役7年の判決を受け入獄。病気で刑の執行停止となり、出獄後まもなくの43年7月15日没。学連事件について

は34年3月29日、住居不祥のまま無罪)、泉隆(京大・農、32年無罪の言い渡し)、岩田義道(京大・経、共産党中央委員として32年10月30日逮捕され11月3日拷問死、32年12月27日、大阪控訴院は学連事件につき、被告人死亡のため公訴棄却)、衣笠賀真(慶応大、29年大阪控訴院で無罪判決の判決を受け確定)、大橋積(京大・経、3・15事件で懲役2年の服役中、学連事件については控訴院で無罪となるも獄死)、野呂栄太郎(共産党中央委員長として検挙されるも、瀕死の状態で病院に移送され死亡。大阪控訴院で学連事件については、被告人死亡のため、控訴棄却)。小崎正潔(関西学院大、学連事件については、29年大阪控訴院で無罪)、実川清之(日大、4・16事件で懲役6年の服役中に、学連事件に

ついては32年6月大阪控訴院で無罪の判決)、清水平九郎(明治学院大・学連事件では32年3月大阪控訴院で無罪)、白谷忠三(京大経・学連事件では34年3月、大阪控訴院で無罪)、淡徳三郎(京大文卒、学連事件では、34年大阪控訴院で無罪)、橋本省三(京大法・3・15事件で検挙、一審判決後に転向し分離公判。学連事件については、33年7月に大阪控訴院で無罪の判決)、藤井米三(京大・経、3・15事件で検挙、29年に水野茂夫の解党派に転向し、32年懲役2年の判決。34年に3月に学連事件は大阪控訴院で無罪の判決)、逸見重雄(京大・経、34年いわゆる「スパイ査問事件」に関連し検挙されたが、学連事件については29年大阪控訴審で無罪)

第三類型は、控訴審で免訴。池田隆(京大・医、3・15事件で検挙され大阪地裁で懲役4年の判決を受け控訴せず、学連事件については大阪控訴院では免訴の言い渡し)

第四類型は、残余のものは学連事件と共産党に加入した連続犯として刑が確定、あるいは学連事件当時は非党員として判決に服したもの。ただし、山崎雄次(戦後、西山姓となる、京大・法)は、学連事件の分離公判で1年の刑の言い渡しを受けながら、3・15事件で追及を受けつつも敗戦後まで潜伏しきり、処罰する根拠法が廃止。34年7月7日に大阪控訴審では住居不明のまま懲役7年の学連事件と共産党事件の連続犯として判決を受けました。

〈日本国憲法に刻まれた京都学連事件の教訓!〉

1945年12月27日、民間の「憲法研究会」が内閣府と占領軍総司令部に大日本帝国憲法(明治憲法)を廃棄し新憲法を制定するための素案、すなわち「憲法草案要綱」を提出しました。それは「天皇ハ罔ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」する絶対主義的君主制から立憲君主制に改め、「日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」とする国民主権を宣言するものでした。

敗戦後、漸くにして憲法論議が高まってきましたが、幣原首相は軍部独裁がのぞかれれば明治憲法のままの運用で十分としていたので、「憲法研究会案」(憲法草案要綱)は無視されました。総司令部は、憲法研究会案を翻訳し、ラウエル統治局法規課長に分析を命じました。「参謀長に対する覚書き―私

的グループ(補注:憲法研究会)によって提案された憲法改正についての論評」で一番突込んだのは、「国民は拷問されてはならない」と翻訳された一項についてです。

「日本では、個人の権利のもつとも重大な侵害は、種々の警察機関、とくに特別高等警察および憲兵隊の何ら制限されない行動ならびに検察官(検事)の行為を通じておこなわれた。あらゆる態様の侵害が、警察および検事により、一般の法律の実施に際し、とりわけ思想統制法(補注:治安維持法等)の実施に際し、行われた。訴追されることなくして何カ月も何年間も監禁されることは、国民にとって異例のことではなく、しかもその間中、被疑者から自白を強要する企てがなされたのである。訴追されることがないまま拘禁されていることがない

ようにするための憲法上の保障を要求することが、非常に必要であると考える」と指摘しました。

かくて、憲法研究会の7人の侍の中でただ1人憲法研究者だった鈴木たちの「憲法草案大綱」の「1、国民ハ拷問ヲ加エラルルコトナシ」は、マッカーサー憲法案の「第三十四条 公務員ニ依ル拷問ハ絶対ニ之を禁ス」となり、日本国憲法の「第三十六条 公務員による拷問及び刑罰は絶対にこれを禁ずる。」と明記されました。条文に本来はありえない「絶対に」という副詞の挿入させたのは、誰の発案なのか。

《参考資料》

『日本国憲法と鈴木安蔵』

金子勝・八朔社

2022年8月刊

第39回府本部総会」中止を受けて

《寄せられました質問・意見》

① 国会請願署名について

国会請願署名を以前の10,000筆から4,000筆に下げたのはなぜか?少ないのではないか?

過去、2人の女性市会議員を中心に女性部の活動が盛んな時期には、10,000筆の署名を集めていました。

しかし、中心的に活動されていまして女性部の方々が死亡、高齢化のため参加できなくななり、5,000筆を切り、2,000筆台が続いていました。理事会で再度、議論をし、女性部再建を目指しつつ、目標を5,000筆に引き上げることとし、達成にむけ取組みを早めることを確認しました。

支部便り

京丹後支部

副支部長 森 勝

今年11月に支部創立15周年を迎え第16回支部総会を9月21日に開催しました。

出席率は92.11%(20人、委任状出席73人)でした。

開会挨拶のあと、府本部制作DVD(京都の治安維持法犠牲者等のまとめ・約30分)を上映・鑑賞し、「わかりやすく勉強になった」との声が多く出されました。

運動方針に対しては指名することもない中で7人が積極的に発言し、活気ある総会になりました。また、委任状の意見欄には12人が意見を寄せてくれていました。

最後には、閉会挨拶と合わせ「総選挙に向けての支持拡大と国賠同盟の請願署名を結合

して取り組みを直ちに開始する」ことを決定しました。

運動方針では、「組織建設と拡大強化」を重要な柱として、学習活動を強めるとして「治安維持法とは何か」の学習テキストを支部役員全員の14人に届けました。

9月24日の2024年度第1回三役会議では、総会の総括の中で議論し方針の実践に三役が先頭にたつてガンバロウと意思統一をし、支部委員会の日程も決めました。

なお、請願署名は、総会参加者に10名連記の用紙を渡し、10月の早い時期に全員に届けける取組みをします。

宇治洛南支部

支部山崎恭一

10月6日に第14回理事会を開きました。党略的な解散・総選挙のなかだけ支部総会開催について協議しました。

すでに月末に会員への総会

案内を発送し、この日は総会の内容準備について相談しました。新しい理事について、八幡市で二人の方が承諾していただきました。体調や他の活動との関係で断られた例もありましたが、新しい役員体制を提案できるめどがたちました。支部総会は11月2日で、第一部とした映画「わが青春つきるとも」の上映をする。第二部で総会議案の審議をします。

総選挙では、立憲民主党が、共闘の原点である安保法制について反対しないとしていることなどから具体的な選挙共闘が困難になっているなかで、京都6区では共産党とかみじよう亮一候補の前進が特別に重要になっていることを確認しました。

山崎、藤原が参加した近畿ブロック会議では、会員拡大で成功

している県や組織活性化と会員拡大には支部の確立がカギだと活動している府県など意欲的な取り組みに刺激を受けました。宇治洛南支部でも学習テキスト「治安維持法とは何か」を普及し同盟の原点をあらためて確認しようと話し合いました。

訂正

9月号1頁文中の「拷問で虐殺や獄死した人が194人。獄中で病死した人1,503人」とある箇所を正しくは、
警察署での拷問による虐殺死93人。
服役中・未決拘留中の獄死128人。
服役中未決勾留中の暴行・虐待、劣悪な環境などによる発病で出獄・釈放後死亡者208人。
弾圧で再起できずに自死25人。
宗教弾圧の虐殺・獄死など60人。